

秋選管告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について下記の施設の所在地が変更となった旨北秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年1月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

変更後

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	変更年月日
北秋田市阿仁体育館	北秋田市阿仁水無字畑町東裏194番地	令和8年1月14日

変更前

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指定年月日
北秋田市阿仁体育館	北秋田市阿仁水無字畑町東裏130番地	平成18年7月18日